

小山町業務委託契約約款

最終改正 平成29年4月1日

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面(業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。)に従いこれを履行しなければならない。

2 設計図書に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

(契約の保証)

第2条 乙は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は付さないものとする。

(業務実施計画表)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて業務実施計画表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により業務実施計画表が提出されたときは、遅滞なく、これを審査し、その内容が不適当であると認めるときは、乙に修正を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第6条 甲は、監督員を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、設計図書に定めるところにより、乙又は乙の業務代理人に対する指示、承諾又は協議を行うものとする。

(業務代理人等)

第7条 乙は、業務代理人及び主任技術者を定め、書面によりその氏名、経歴等を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 業務代理人は、業務の処理に関し、この約款に基づく乙の一切の権限(業務委託料の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3 業務代理人は、業務に精通する者でなければならない。

4 主任技術者は、業務に関し十分な経験及び資格を有する者でなければならない。

5 業務代理人と主任技術者とは、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第8条 甲は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について、乙に対して報告を求め、又は自

ら調査することができる。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、書面により乙に通知して、業務の内容を変更し、又は業務の全部又は一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面をもって定める。

2 前項の場合において、業務の内容の変更又は一時中止に伴う費用の増加を必要とし、又はこれにより乙が損害を受けたと認められるときは、甲は、当該増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期限の延長)

第10条 乙は、天候の不良その他その責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないときは、甲に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲、乙協議して書面をもって定める。

(損害の負担)

第11条 業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(天災その他の不可効力による損害)

第12条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲、乙双方の責めに帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可効力」という。）により、業務の一部で完了した部分（以下「出来形部分」という。）、仮設物、現場に搬入した業務材料又は機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等により補てんされるものを除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面により損害額の負担を求めることができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害額の負担の請求があつたときは、当該損害の額（出来形部分又は通常妥当と認められる仮設物、現場に搬入した業務材料若しくは機械器具であつて記録等により確認しうるものに限る。以下この条において「損害額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲、乙協議して定める。

(1) 出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 業務材料に関する損害

損害を受けた業務材料に相応する業務委託料とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は機械器具について、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、

修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、甲乙協議して定める。

(業務完了報告)

第13条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により甲に報告しなければならない。

(検査及び引渡し)

第14条 甲は、前条の規定による報告を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を書面により乙に通知しなければならない。

- 2 甲が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果品の引渡しが行われたものとみなす。
- 3 乙は、第1項の検査の結果当該成果品の修補を命ぜられたときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして、前条及び前2項の規定を適用する。

(業務委託料の支払)

第15条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(部分引渡し)

第16条 業務の一部が完了し、かつ、可分のものである場合において、乙の書面による同意を得たときは、甲は、当該完了した部分について引渡しを受けることができる。この場合において、乙は、当該完了した部分に相応する業務委託料（以下「業務委託料の一部」という。）の支払を請求することができる。

- 2 第13条、第14条及び第15条の規定は、前項の規定により業務の一部の引渡し及び業務委託料の一部の支払をする場合について準用する。

(第三者による代理受領)

第17条 乙は、甲の承諾を得て、業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第15条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

第18条 業務の成果品にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第14条第2項（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、5年とする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第19条 乙の責めに帰すべき理由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、納入期限の翌日から起算して納入の日までの年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により第15条（第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、遅延日数に応じ、当該業務委託料の額につき、納入期限の翌日から起算して納入の日までの年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（検査遅延の場合における損害金等）

第20条 甲がその責めに帰すべき理由により第14条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第15条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、満了したものとみなす。この場合において、乙は、その超える日数に応じ、前条第3項の計算の例により計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第23条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分について引渡しを受けるものとし、引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は、甲に帰属する。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、契約保証金が免除され、又は減額されているときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額又は業務委託料の10分の1に相当する額から当該契約保証金を控除した額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、

その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲、乙協議して定める。

(乙の解除権)

第23条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときには、契約を解除することができる。

- (1) 第9条第1項の規定により業務内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第9条第1項の規定による業務の施行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 第21条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合について準用する。

(相殺等)

第24条 甲は、乙がこの契約に基づく違約金、損害金又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙に支払うべき業務委託料その他の金銭債務とこれを相殺し、なお不足があるときは、これを追徴することができる。

(秘密の保持等)

第25条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、業務の成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(届出書、通知書等の様式)

第26条 この約款に基づき乙が甲に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、甲の定めるところによる。

(雑則)

第27条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。